

委員長報告

ただいま議題となりました国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

国会議員の歳費月額は、昨年三月の法改正により、本年三月まで八十八万円に据え置く措置が講ぜられたのであります。が、本法律案は、これを、なお当分の間、八十八万円

に据え置くこととともに、政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国會議員から任命されたものの俸給月額についても、同様の措置を講じようとするものであります。

委員会におきまして審査の結果、本法律案は
ものと全会一致をもって決定いたしました。
以上御報告申し上げます。

○公職選挙法改正に関する特別委員会

番号	件	名	
10			
国會議員の選挙等の執行経費の基準に 関する法律の一部を改正する法律案に			
	提出		
五八、二、一	月日	提出	
受 五八、三、領 三	送付月日	本院に受領 又は(衆)へ	
五八、二、一 (予)	付委員 託会	参議院	
可 五八、三、七 決	議委員 決会		
可 五八、三、八 決	議本會 議		
査定特委 五八、二、一 改正調査公職選挙	付委員 託会	衆議院	
可 五八、二、三 決	議委員 決会		
可 五八、三、三 決	議本會 議		
		備考	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	本院へ			参議院
			予備送付月日	委員会付議	議員委員会決議	
国第九十七回 1 会	公職選挙法の一部を改正する法律案	中井一治君 (五七一二二八)	五七一二二八 (予)	五七一二二八 公職選挙法改正調査委員会	未了	衆議院
						備考

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）

五八、二、一 内閣提出

三、三 衆可決

三、一八 参可決

一、最近における賃金等の上昇に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

二、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

要旨

本案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で都道府県及び市町村等に交付するものの現行基準を実情に即するよう改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を最近における賃金及び物価の変動

等の状況に応じ実情に即するよう改めることを主な内容とするものであります。

○科学技術振興対策特別委員会

委員会におきまして採決いたしましたところ、本法律案

は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

內閣提出法律案（一件）

番号	40
件名	技術士法案
提出	
月日	五八、三二
提出	
受領	五八、三五
又は(衆)へ 送付	五院に受領 月日
委員会 付託	五八、三二 (予)
議員 委員會	五八、四一五
議員 決議	五八、四二五
本會 會議	五八、四二三
本會 決議	五八、三二
衆議院	科学技術
議員 委員會	五八、三二
議員 決議	五八、三四
本會 會議	五八、三三五
備考	

技術士法案（閣法第四〇号）（衆議院送付）

五八、三、二、一、內閣提
四、二五、衆可決、二〇、參可決

三

本法律案は、最近における著しい科学技術の発展状況にかんがみ、技術士制度の改善を図るため、所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。